

母子保健課・保健センター事業概要
※事業統計とリンクした内容を記載しています

母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理

〔母子保健課・保健センター・こども家庭センター妊娠・出産包括支援担当〕

母子健康手帳は、こども家庭センター妊娠・出産包括支援担当で交付している。

さらに、こども家庭センター妊娠・出産包括支援担当及び保健センターでは、保健指導を受けることが必要である産婦・新生児の出生等を早期に把握するため、母子健康手帳に添付されている出生連絡票の提出を促している。

こども家庭センター妊娠・出産包括支援事業〔保健センター・こども家庭センター妊娠・出産包括支援担当〕

平成 29 年 4 月から妊娠・出産包括支援センターを 10 区に設置し、各種事業を実施している。母子保健相談員（保健師、助産師等の有資格者）が、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、アンケートや面接から支援が必要な方を早期に把握することで、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで応じ、情報提供や必要なサービスを利用できるよう調整している。母子健康手帳交付時の専門職による面接率向上のため、令和 5 年 4 月から交付窓口を妊娠・出産包括支援センターに統合した。

さらに、改正児童福祉法により、令和 6 年度から、母子保健機能である「妊娠・出産包括支援センター」と児童福祉機能である「子ども家庭総合支援拠点」を隣接させ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、「こども家庭センター」を各区に設置した。各区妊娠・出産包括支援センターは「妊娠・出産包括支援担当」となり、全ての妊婦を把握し、継続支援の必要な方へ支援プランを作成して、地区担当保健師や他機関と連携し切れ目のない支援を行っている。

健康教育

出産前教室〔保健センター〕

主に初妊婦とその夫やパートナー等を対象に、妊婦の健康の保持・増進を図り、夫やパートナー等の理解と育児協力を促すことを目的とし、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を実施している。

区により、母親学級と両親学級の単独型もしくは合体コース制をとっている。

ふたご支援事業〔保健センター〕

多胎妊婦とふたご以上のこどもを持つ親同士が、お互いに情報交換をすること及び必要な情報を得ることにより、育児不安を軽減できることを目的とし、各区の実情に応じて実施（「ふたごの集い」として交流の場を設ける、自主グループ支援を行う。）している。

育児学級〔保健センター〕

おおむね 2～3 か月の乳児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや事故予防など育児に関する情報と親同士の交流の場を提供することで、育児不安を軽減させ、こども虐待予防を図るため実施している。

離乳食教室〔保健センター〕

おおむね 4～5 か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方、調理方法を知り、離乳食に対する不安の解消・軽減を図ること、また、乳児期の成長・発達を知り、こどもの健全な育成を図ることを目的として実施している。

親子教室【保健センター】

発達や情緒において遅れのある幼児とその保護者に対し、集団による指導や交流できる場を提供し、併せて全体的な発達を促しながら、幼児の健やかな育成及び保護者の不安の軽減を図ることを目的として実施している。

むし歯予防教室【保健センター】

おおむね1歳～1歳5か月児とその保護者を対象に、生活習慣の形成等健康教育を実施すると共に1歳6か月児の歯科健康診査とフッ化物塗布の勧奨をしている。また、市立保育園児とその保護者等を対象に教室を実施している。

地区健康教育【保健センター】

公民館、小学校等の地区からの依頼により、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による地区健康教育を実施している。

思春期保健事業【母子保健課】

市内小・中学生、高校生等の思春期にある子どもとその保護者、並びに関係者を対象に平成29年度から思春期保健事業を実施している。

健康相談

育児相談・来所健康相談・電話相談【保健センター】

乳幼児の発育・発達や保護者の育児不安などに関し適切な保健指導を行い、不安の解消さらにはこどもの健全な発達を促すため、各種相談を実施している。

妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査

妊婦健康診査【母子保健課・保健センター】

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため健康診査(超音波検査、B群溶血性連鎖球菌検査等を含む)と下記の検査等の費用の一部を助成している。

妊婦歯科健康診査【母子保健課・保健センター】

妊婦の口腔衛生の向上及び胎児の健全な発育を図るため、市内個別医療機関において妊婦を対象に妊婦歯科健康診査を実施している。

産婦健康診査【母子保健課・保健センター】

産婦の健康の増進、母子への支援の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために、出産後概ね1か月程度の産婦に対し、産婦健康診査として基本的な健康診査とこころの健康チェックを実施している。

乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査【母子保健課・保健センター】

乳幼児を対象に、市内実施医療機関において乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査を実施している。

乳幼児健康診査未受診フォロー〔母子保健課・保健センター〕

4 か月児、1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査の未受診児に対してアンケートを送付している。アンケートの返信の有無に関わらず、電話・訪問等で現在の状況や発育・発達、心配事を把握し、必要に応じて保健師等が事後指導を行っている。さらに必要な場合には、継続支援を行っている。

精密健康診査〔母子保健課・保健センター〕

乳幼児健康診査において、より精密な健康診査を行う必要があると認められた乳幼児を対象に、疾病及び発達の遅れの早期発見、早期治療を図るため、市内個別医療機関において精密健康診査を実施している。

乳幼児発達健康診査〔保健センター〕

乳幼児健康診査や育児相談等で、身体発育発達・精神言語発達について専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達を促す支援を行っている。

訪問指導

妊産婦・新生児訪問指導〔母子保健課・保健センター〕

妊婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊婦、出生連絡票等で把握した新生児及び乳児とその保護者(里帰り出産を含む)を対象に、妊産婦・新生児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、助産師又は保健師が家庭訪問を実施している。

訪問の際には、自己記入方式質問票〔育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票〕を使用して、早期に産後の育児に関する状況や気持ちを把握し、育児不安の軽減や虐待予防のための支援をしている。

なお、妊産婦・新生児訪問指導を利用しない場合は、ハローエンゼル訪問により状況の確認をしている。

母子訪問指導〔母子保健課・保健センター〕

保護者の健康問題や育児不安の軽減を図り、こどもの健全な発育発達を促すため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が家庭訪問を実施している。

また、未熟児養育医療給付児及び未熟で出生した児に対して発育・発達の問題や保護者の育児不安について特に支援が求められるため、相談・訪問指導等を継続的に実施している。

産後ケア事業〔母子保健課・保健センター〕

出産後に心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつの予防や育児不安の解消を図るために産後ケア事業を実施している。

専門相談

不妊相談(不育相談含む)〔母子保健課〕

一般相談

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。

専門相談

不妊治療に関する専門相談として、カウンセラーによる面接相談及び助産師等による電話相談を行っている。電話は専用回線を設置している。

妊娠・出産の電話相談【母子保健課】

生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として妊娠・出産に関して、保健師・助産師等が専用電話回線を通じて相談・助言等を行うことにより妊娠期からの切れ目のない支援を行う事業である。

お母さんの心の健康相談【母子保健課】

心の健康支援を必要とする母親の早期支援を目的として、精神科医による専門相談窓口を開設している。個別事例への対応と並行して、事例検討も実施している。

妊娠期からの虐待予防強化事業【母子保健課・保健センター】

産科協力医療機関等との連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、適切な継続支援（訪問、面接等）を行い、子ども虐待の発生防止に努めている。また、ケース把握後は関係機関との連携を図っています。

子ども虐待予防のための相談【母子保健課・保健センター】

関係機関からの連絡や、事業の利用等で把握した、虐待予防を主とした個別支援が必要と思われる対象者に対して、訪問・面接・電話による相談を実施している。

子ども虐待予防家庭訪問事業【母子保健課・保健センター】

産婦・新生児訪問指導及び母子訪問指導により把握した養育状況から、継続支援が必要と判断される家庭に対して子ども家庭支援員を派遣している。子ども家庭支援員は、市が任用した保健師・助産師等であり、所定の研修を修了後、事業に携わっている。

育児不安電話相談（子育て不安電話相談）【母子保健課】

子ども虐待予防には、親の軽微な子育て不安の早期解消や、精神面での支援が有効であると言われている。そこで、育児不安への支援を行うことを目的とした、専用電話による育児不安電話相談を実施している。

相談内容により、母子保健課・保健センターでの対応だけでなく、病院、児童相談所など、適切な相談機関への紹介も行っている。

ふれあい親子支援（MCGさいたま）【母子保健課】

育児不安を抱える母親、または母子関係に何らかの困難を感じている母親（被虐待経験を持つ母親を含む）を対象として、グループ活動を通して母親の心理的な安定を図り、適切な育児の実践と子ども虐待の発生を予防することを目的に、自らが抱える問題を安心して語ることができる場所と時間を提供する「ふれあい親子支援事業」を実施している。また、保健センター及び関係課職員との事例検討会も随時実施している。

子ども虐待予防対応研修【母子保健課】

保健師等の児童虐待対応職員が、効果的な虐待予防の支援を行うために必要な知識・技術を習得すること、また各所属の組織的対応力の向上を目的として体系的な研修を開催している。

新生児聴覚検査フォロー事業【母子保健課・保健センター】

新生児聴覚検査フォロー事業は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育の機会を確保するとともに、聴覚障害の発見から途切れのない支援体制の充実を目的として実施している。

この事業は、保健師が産科医療機関と連携し、保護者へ訪問や面接等により支援を行うことで、早期に聴覚療育が行える体制の整備に重点をおいている。

先天性代謝異常等検査事業【母子保健課】

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見・治療するためマス・スクリーニング検査を実施している。

通訳ボランティアの派遣【母子保健課・保健センター】

保健指導に通訳が必要となる際、保健福祉通訳ボランティアを派遣している。

不妊・不育症検査費助成事業

早期不妊検査費・不育症検査費・先進医療の不妊症検査費助成事業【母子保健課】

ご夫婦で受けた早期不妊検査費及び、ご夫婦又は妻のみで受けた不育症検査費の一部助成を行っている。
なお、特定不妊治療費については、令和4年4月1日の保険適用に伴い、令和5年6月30日の申請期限を持って終了した。

保健関係団体育成【母子保健課・保健センター】

母子の保健と福祉の推進を目的に設立された恩賜財団母子愛育会を本部とした「さいたま市保健愛育会」は、地域に根ざした母子に限定しないボランティア活動を展開している。